

道銀ダイレクトサービス利用規定の改定内容表（改定日 平成 30 年 12 月 17 日）
 改刷第 19.0 版：

本利用規程は改定日以降から適用されるものとします。下線の箇所を変更・追加。

改 定 前	改 定 後
<p>第 7 条 契約者の本人確認</p> <p>1. 「パスワード通知書」の送付</p> <p>(1) 当行は、本サービスの申込により、初回登録の際に一度限り使用する確認用パスワード(以下、「初回確認用パスワード」といいます)を記載した「パスワード通知書」(以下「通知書」といいます)を契約者の届け出住所あてに当行所定の方法で郵送、またはサービスの新規申込時に限り、<u>店頭で契約者に対し直接交付します。</u></p> <p>(2) 届け出住所宛に当行所定の郵送方式で郵送した通知書が契約者に届かず返送されたときおよび到着した「通知書」を紛失した場合は、申込みがなかったこととし、後刻、再度申込を行うものとします。</p> <p>2. 「初回パスワード暗証」の届け出</p> <p>契約者は本サービスの利用に際して、「<u>初回パスワード暗証(4桁の数字)</u>」を事前に当行に届け出るものとします。なお、生年月日・自宅電話番号等第三者が容易に類推することのできる初回パスワード暗証についてはお取り扱いできない場合があります。<u>初回パスワード暗証は初回登録の際に使用するログインパスワード(以下、「初回ログインパスワード」といいます)の一部として使用します。また、契約者が初回パスワード暗証を失念した場合は、当行所定の方法により再度届出するものとします。</u></p> <p>3. 初回確認用パスワードの通知</p> <p>当行は本サービスの利用申込を行った契約者に対して、I B・MBの利用のために本条第1項の方法により、当行で指定した初回確認用パスワードを通知します。契約者はI B・MBを利用する際、初回ログインパスワード、初回確認用パスワード(これらを「仮パスワード」といいます)を使用し、契約者本人のログインネーム、ログインパスワードおよび確認用パスワードを作成することとします。なお、契約者は本サービスの安全性を確保するため、当行所定の方法によりこれらを変更することができます。</p>	<p>第 7 条 契約者の本人確認</p> <p>1. <u>確認用パスワードの交付方法</u></p> <p>(1) 当行は、本サービスの申込により、初回登録の際に一度限り使用する確認用パスワード(以下、「初回確認用パスワード」といいます)を記載した「<u>道銀ダイレクトサービス初回登録用パスワードのご案内</u>」(以下「<u>パスワードのご案内</u>」といいます)を契約者の届け出住所あてに当行所定の方法で郵送、またはサービスの新規申込時に限り、<u>店頭で契約者に対し「確認用パスワードのお知らせ」を直接交付します。</u></p> <p>(2) 届け出住所宛に当行所定の郵送方式で郵送した<u>パスワードのご案内</u>が契約者に届かず返送されたときおよび到着した「<u>パスワードのご案内</u>」を紛失した場合は、申込みがなかったこととし、後刻、再度申込を行うものとします。</p> <p>2. 「初回<u>ログインパスワード</u>」の届け出</p> <p>契約者は本サービスの利用に際して、「<u>初回ログインパスワード(4桁の数字)</u>」を事前に当行に届け出るものとします。なお、生年月日・自宅電話番号等第三者が容易に類推することのできる<u>初回ログインパスワード</u>についてはお取り扱いできない場合があります。<u>初回ログインパスワードは初回登録の際にのみ使用します。また、契約者が初回ログインパスワードを失念した場合は、当行所定の方法により再度届出するものとします。</u></p> <p>3. <u>仮パスワードの使用</u></p> <p>当行は本サービスの利用申込を行った契約者に対して、I B・MBの利用のために本条第1項の方法により、当行で指定した初回確認用パスワードを交付します。契約者はI B・MBを利用する際、初回ログインパスワード、初回確認用パスワード(これらを「仮パスワード」といいます)を使用し、契約者本人のログインネーム、ログインパスワードおよび確認用パスワードを作成することとします。なお、契約者は本サービスの安全性を確保するため、当行所定の方法によりこれらを変更することができます。</p>

5. 本人確認手続き

当行所定の方法により、契約者がパスワード等（仮パスワード、ログインネーム、ログインパスワードおよび確認用パスワード、ワンタイムパスワード、合言葉認証を総称して「パスワード等」と称します）を端末機の操作により送信し、当行が保有しているパスワード等とそれぞれ一致した場合、当行はそれを契約者本人からの有効な意思による申込であること並びに受信した処理依頼内容が真正なものであることを確認できたものとして取り扱います。

5. 本人確認手続き

当行所定の方法により、契約者がパスワード等（仮パスワード、ログインネーム、ログインパスワードおよび確認用パスワード、ワンタイムパスワード、合言葉認証を総称して「パスワード等」と称します）を端末機の操作により送信し、当行が保有しているパスワード等とそれぞれ一致した場合、当行はそれを契約者本人からの有効な意思による申込であること並びに受信した処理依頼内容が真正なものであることを確認できたものとして取り扱います。またスマートフォンからサービスを利用する場合に限り、次項に定める生体認証機能をログイン時に利用することができます。

6. 生体認証機能による本人確認

(1)生体認証機能によるログイン時の本人確認は、後記第29条第3項(2)に定める方法により、契約者が予め契約者の端末に登録された生体情報（以下「登録生体情報」といいます）を利用する操作を行うことで、当行は契約者からの真正なログインの依頼とみなします。

(2)生体認証機能で利用できる生体情報の認証方式には指紋認証と顔認証があります。ただし、生体認証機能は、契約者の端末がそれら生体情報の認証方式に対応している場合にのみ用いることができます。また、契約者の端末が生体認証機能に対応している機種であっても、当該端末の制約により、生体認証機能をご利用できない場合があります。

(3)生体認証機能は、契約者の端末にインストールしたワンタイムパスワードアプリを所定の手続きにて設定することで利用できます。

(4)生体認証によるログインは、契約者の端末に予め登録された生体情報（以下「登録生体情報」といいます）と、ログイン時に都度入力された生体情報との照合の確実性を保証するものではありません。

(5)登録生体情報は契約者の端末内で管理しているため、当行は登録生体情報を取得せず、登録生体情報の管理責任を負いません。登録生体情報およびその保存された端末は、制約者が契約者自身の責任において厳重に管理するものとしします。

	<p><u>(6)登録生体情報の偽造、変造、盗用もしくは不正使用、または端末の盗用、使用上の過誤、第三者の使用もしくは不正アクセス等により契約者に生じた損害について、当行は、当行に責めがある場合を除き、一切責任を負いません。</u></p> <p><u>(7)生体認証の端末への登録後、端末の設定その他のご利用環境の変更（契約者の生体情報の変化等を含みます）やワンタイムパスワードアプリのアップデート等により生体認証機能がご利用できなくなる場合があります。この場合契約者の端末への生体認証情報の再登録や、再度ワンタイムパスワードアプリにて生体認証機能の利用設定が必要となる場合があります。ただし再登録後の生体認証機能の利用を保証するものではありません。</u></p> <p><u>(8)生体認証の照合が規定回数失敗するとロックがかかり、生体認証機能が利用できなくなります。ロックの解除方法は端末によって異なります。</u></p> <p><u>(9)生体認証機能の利用の停止を希望する場合には、契約者はワンタイムパスワードアプリ所定の手続きに従って生体認証機能を解除してください。</u></p> <p><u>(10)当行は、当行所定の方法により事前に告知することでいつでも生体認証機能の提供を廃止することができるものとします。当行が生体認証機能の提供を廃止した場合、契約者は、生体認証機能の利用ができなくなります。この場合、当行は生体認証機能の提供を廃止したことにより契約者に損害等が発生しても、当行に責めがある場合を除き、当行は一切責任を負いません。</u></p> <p><u>(11)当行は、生体認証機能が不正利用される恐れが生じた、または不正利用されたと認めるときは、当該契約者に対する本サービスの利用停止の措置その他当行所定の措置をとることができるものとします。当行が本サービスの利用を停止した場合、契約者は本サービスの利用ができなくなります。この場合、当行は、当行が本サービスの提供をすることが適切であると合理的に判断するまでの間、本サービスの利用停止を継続することができるものとします。当行が本サービスの利用停止その他当行所定の措置をとったことにより契約者に損害が発生しても、当行に責めがある場合を除き、当行</u></p>
--	---

第8条 パスワード等の管理

3. パスワード等の紛失・盗難時の対応

(1)契約者は本サービスにかかる通知書を喪失した場合やパスワード等が盗難された場合には、速やかに当行あて届け出てください。当行はこの届け出により、本サービスの利用を停止することとします。この届け出を行わなかったことにより、契約者に損害・不利益が発生したとしても、当行はその賠償責任を負いません。

(2)通知書の再発行

当行所定の方法で書面にて届け出するものとします。これにより当行は従前のパスワード等を抹消し新たな仮パスワードを当行所定の方法により通知することとします。

第12条 免責事項

1. 免責事項の内容

次の事項に起因して契約者に損害、不利益が生じても、当行はその賠償責任を負いません。

(1) 本人確認

当行が相当の注意をもって第7条第5項に定める本人確認を行い、処理を行ったにもかかわらず、端末機、パスワード等について偽造、変造、盗用、不正使用などにより事故が発生した場合。

但し、損害の発生が盗難・盗用（以下「盗難等」といいます）されたパスワード等を用いて行われた不正な振込または税金各種料金払込サービス（以下「不正な振込等」といいます）によるものである場合、契約者は、第13条による補てん請求を申し出ることができるものとします。

第29条 ワンタイムパスワード

は一切責任を負いません。

第8条 パスワード等の管理

3. パスワード等の紛失・盗難時の対応

(1)契約者は本サービスにかかるパスワードのご案内を喪失した場合やパスワード等が盗難された場合には、速やかに当行あて届け出てください。当行はこの届け出により、本サービスの利用を停止することとします。この届け出を行わなかったことにより、契約者に損害・不利益が発生したとしても、当行はその賠償責任を負いません。

(2)パスワードのご案内の再発行

当行所定の方法で書面にて届け出するものとします。これにより当行は従前のパスワード等を抹消し新たな仮パスワードを当行所定の方法により通知することとします。

第12条 免責事項

1. 免責事項の内容

次の事項に起因して契約者に損害、不利益が生じても、当行はその賠償責任を負いません。

(1) 本人確認

当行が相当の注意をもって第7条第5項および第6項に定める本人確認を行い、処理を行ったにもかかわらず、端末機、パスワード等について偽造、変造、盗用、不正使用などにより事故が発生した場合。

但し、損害の発生が盗難・盗用（以下「盗難等」といいます）されたパスワード等を用いて行われた不正な振込または税金各種料金払込サービス（以下「不正な振込等」といいます）によるものである場合、契約者は、第13条による補てん請求を申し出ることができるものとします。

第29条 ワンタイムパスワード

3. 生体認証によるログインについて

(1) 生体認証ログインとは

生体認証ログインとは、道銀ダイレクトサービスの利用に際し、端末に搭載された生体認証機能を活用し契約者の生体情報（指紋または顔）を用いることで、ログイン時の本人確認手続きを補助する機能をいいます。生体認証ログインは、生体認証機能に対応した端末でワンタイムパスワード

<p><u>3. 手数料</u></p> <p><u>4. ワンタイムパスワードの解約</u></p> <p><u>5. 利用停止・利用停止解除</u></p> <p><u>6. ハードウェアトークンの故障・破損</u></p> <p><u>7. トークンの切替</u></p>	<p><u>ソフトウェアトークンを利用する場合にのみ利用いただけます。なお、契約者の登録生体情報は端末内で管理・保管されるものであり、当行が契約者の登録生体情報を取得することはありません。</u></p> <p><u>(2) 生体認証ログインの利用開始</u> <u>契約者が生体認証ログインの利用を開始する場合は、ソフトウェアトークンから当行所定に操作により、端末の生体認証機能を起動し、生体情報の登録と合わせ、ログインネームおよびログインパスワードを入力してください。当行は入力されたログインネーム、ログインパスワードが既に登録されているログインネーム、ログインパスワードとの一致を確認することで契約者からの生体認証ログインの利用開始の依頼があったものとみなし、生体認証ログイン機能の提供を開始します。この操作以後、同一の端末内のソフトウェアトークンを経由し、生体認証機能を利用してログインする場合は契約者自身によるアクセスであると判定し、ログインネーム、ログインパスワードの入力は不要とします。</u></p> <p><u>(3) 生体認証ログインの利用選択</u> <u>生体認証ログインおよびワンタイムパスワードを利用した通常どおりのログイン操作のどちらを利用するかは、ログインの都度、選択することが可能です。</u></p> <p><u>(4) 生体認証ログインの利用解除</u> <u>生体認証ログインの利用を中止する場合は、ソフトウェアトークン上の当行所定の操作による利用解除手続きを行ってください。この操作完了後は契約者の本人確認にはログインネームおよびログインパスワードの入力が必要となります。なお、再度生体認証ログインの利用を希望する場合は上記(2)の操作を行ってください。</u></p> <p><u>4. 手数料</u></p> <p><u>5. ワンタイムパスワードの解約</u></p> <p><u>6. 利用停止・利用停止解除</u></p> <p><u>7. ハードウェアトークンの故障・破損</u></p> <p><u>8. トークンの切替</u></p>
---	---

8. 有効期限

9. 免責事項

ワンタイムパスワードの取り扱いにあたって事故等が発生した場合は、第8条、第12条の定めのほか、本項の定めによることとします。

- (1) ワンタイムパスワードおよびトークンは契約者自身の責任において厳重に管理し、第三者に開示しないこととします。また、ワンタイムパスワードおよびトークンの偽造、変造、盗用、不正使用があった場合は、契約者は直ちに当行所定の方法により届け出ることとします。この届け出前に契約者に損害・不利益が生じても、当行はその賠償責任を負いません。
- (2) トークンの不具合等により、取り扱いが遅延し、または不能となった場合でも、このために生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行は賠償責任を負いません。

9. 有効期限

10. 免責事項

ワンタイムパスワードの取り扱いにあたって事故等が発生した場合は、第7条、第8条、第12条の定めのほか、本項の定めによることとします。

- (1) ワンタイムパスワードおよびトークンは契約者自身の責任において厳重に管理し、第三者に開示しないこととします。また、ワンタイムパスワードおよびトークンの偽造、変造、盗用、不正使用があった場合は、契約者は直ちに当行所定の方法により届け出ることとします。この届け出前に契約者に損害・不利益が生じても、当行はその賠償責任を負いません。
- (2) トークンの不具合や使用している端末や機器の不具合（生体認証機能を含む）等により、取り扱いが遅延し、または不能となった場合でも、このために生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行は賠償責任を負いません。

以 上